第五条第六項	連結財務諸表規則第二条第十八号に規定するもの	評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第四号及び第六号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額
第八条第一項第二号イ	連結財務諸表規則第五条第一項各号に該当するため、連結の範囲に含まれないもの	金融資産のうち評価差額の変動がその他包括利益に計上されるもの
第八条第一項第二号ロ	連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結の範囲に含まれないもの（イに掲げるものを除く。）	連結財務諸表規則第五条第一項各号に相当するものに該当するため、連結の範囲に含まれないもの（イに掲げるものを除く。）
第二百八十二条	粗利益	金融費用控除後収益（営業収益から金融費用を控除したものをいう。）

（注）粗利益配分手法においては、以下の要領に従うものとする。

1　最終指定親会社等のすべての業務から発生する粗利益のすべてが、相互に重複することなくこの表に掲げる業務区分に配分されなければならない（4に規定する場合を除く。）。

2　この表に掲げる業務区分を適用する場合において、信用リスク・アセットの額及びマーケット・リスク相当額を算出する際に用いる基準に類似の区分があるときは、原則として、両者の区分は整合的でなくてはならない。この原則に従わない場合には、文書により明確な理由が示されていなければならない。

3　この表に掲げる業務区分に含まれている業務に付随する業務（以下「付随業務」という。）の粗利益については、当該業務区分に配分されなければならない。付随業務が複数の業務区分に含まれる業務に付随している場合は、最終指定親会社が自ら定める客観的な基準を用いて粗利益が配分されなければならない。

4　ある業務の粗利益を特定の業務区分に配分することができない場合には、十八パーセントの掛目を乗じるものとする。

5　複数の業務区分に粗利益を配分するに当たって、最終指定親会社は、財務会計又は管理会計に基づく適切な基準を用いなければならない。ただし、配分した粗利益の額の合計が、基礎的手法を使用する場合に用いられる粗利益の額と等しくなければならない。

6　粗利益の配分の手順は、取締役会等の承認に基づき執行役員が責任を持つものでなければならない。

7　粗利益の配分の手順は、内部監査を行う部門による検証を受けなければならない。

（別表第一）

掛目	業務区分	備考
12％	リテール・バンキング	リテール（中小企業等及び個人）向け預貸関連業務等
15％	コマーシャル・バンキング	リテール向け以外の預貸関連業務等
18％	決済業務	決済に係る業務
12％	リテール・ブローカレッジ	主として小口の顧客を対象とする証券関連業務
18％	トレーディング及びセールス	トレーディング業務に係る取引に係る業務及び主として大口の顧客を対象とする証券、為替、金利関連業務等
18％	コーポレート・ファイナンス	企業の合併・買収の仲介、有価証券の引受け・売出し・募集の取扱い等、その他顧客の資金調達関連業務等（リテール・バンキング及びコマーシャル・バンキングに該当するものを除く。）
15％	代理業務	顧客の代理として行う業務
12％	資産運用	顧客のために資産の運用を行う業務

（別表第二）

損失事象の種類	オペレーショナル・リスク損失
内部の不正	詐欺若しくは財産の横領又は規制、法令若しくは内規の回避を意図したような行為による損失であって、最終指定親会社等の役職員が最低一人は関与するもの（差別行為を除く。）
外部からの不正	第三者による詐欺、財産の横領又は脱法を意図したような行為による損失
労務慣行及び職場の安全	雇用、健康若しくは安全に関する法令若しくは協定に違反した行為、個人傷害に対する支払、労働災害又は差別行為による損失
顧客、商品及び取引慣行	特定の顧客に対する過失による職務上の義務違反（受託者責任、適合性等）又は商品の性質若しくは設計から生じる損失
有形資産に対する損傷	自然災害その他の事象による有形資産の損傷による損失
事業活動の中断及びシステム障害	事業活動の中断又はシステム障害による損失
注文等の執行、送達及びプロセスの管理	取引相手や仕入先との関係から生じる損失又は取引処理若しくはプロセス管理の失敗による損失

○金融庁告示第百三十一号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の二十一第三項の規定に基づき、最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を次のように定め、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十二年十二月二十七日

金融庁長官　三國谷勝範